

平成 28 年度第 3 回在宅医療推進懇話会（平成 29 年 2 月 6 日開催）概要

○平成 29 年度の取組方向（案）について

- ・ 在宅医療介護連携コーディネーターの研修内容については、医療介護関係者からなる検討会のようなものでカリキュラムなどを検討いただければと思う。
- ・ 在宅での看取りについて、啓発等を実施するだけでなく、施設での看取りを増やしていくべきではないか。
- ・ 医療、介護資源の少ない地域を具体的にどのように支えていくのかも重要である。開業医も高齢化してきているため、在宅医療を行うことのできる診療所を増やすための支援に具体性を持って取り組んでいく必要がある。
- ・ ICTを活用した情報共有を推進していくための市町をまたぐ連携については、県にも支援いただければありがたい。
- ・ ICTを活用した情報共有については、費用面の負担も課題となっている。
- ・ 在宅医療の推進については、地域包括ケアシステムの構築というのが大前提にあると思うが、小児に対する在宅医療の推進も非常に重要であると思う。
- ・ 一人薬剤師の薬局では、処方箋調剤に対応するために、訪問を行うことが難しい現状があり、複数の薬剤師がいる薬局でないと対応は厳しいかもしれない。
- ・ 在宅医療介護連携コーディネーターについては、高齢者だけではなく小児も含めた対応ができるような育成に取り組んでいただきたい。
- ・ ICTを活用した情報共有ツールについて、個人情報の保護が厳しいことが、ICTの活用が進まない要因のひとつとなっている。
- ・ 市町単位で実施される地域ケア推進会議について、訪問看護師が参加できていない地域がある。
- ・ 在宅医療推進懇話会において、フレームワークづくりや市町のヒアリング等による地域の現状の把握など、これまでの蓄積をうまく活かしたガイドライ

ンの作成に取り組みたい。地域によっては、ガイドラインの必要のない地域もあるかもしれないが、三重県全体として見れば、やはり必要な地域もある。先進事例を参考にし、それぞれの地域の特徴をふまえた体制作りに活かしていただけるような、ガイドラインを取りまとめていきたい。

- ・ 相談窓口、いわゆる在宅医療介護連携拠点については、設置に向けた進捗状況が市町によって違う。また、配置されるコーディネーターは、医療、介護に関する知識、そしてその地域の現状を知っていなければコーディネートをしていくことができない。そのような人材をいかに確保、育成していくかが重要な課題である。

在宅医療の推進について

現状

- ・少子高齢化が進む中、医療提供体制については、病床の機能分化・連携と併せて在宅医療体制の整備を進める必要がある。
- ・住民が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域包括ケアシステムの中で医療・介護の関係者が連携して在宅医療体制の充実を図りながら、「病院完結型」から「地域完結型」への移行を促していくことが重要になってくる。
- ・地域包括ケアシステムの構築は、市町が主体となって取り組むこととされており、在宅医療介護連携の推進についても、介護保険法に基づき平成30年までの体制整備を求められている。
- ・すでに先進的な取り組みを進める市町もあるものの、状況は地域によって様々であり、各市町の取組に温度差がみられることから、県としても各市町の支援を行い、全県的な在宅医療体制整備を推進する必要がある。



●在宅医療フレームワークの策定
在宅医療の整備に概ね必要と考えられる構成要素を列挙し、それぞれ取組状況を把握し、必要対策を講じる。

在宅医療フレームワーク

把握した課題

- ・医療介護連携に関するコーディネーター人材の確保育成
- ・ICTを活用した情報共有システムの共有範囲や周辺市町のシステムとの互換性の確保
- ・症例支援マニュアルの作成に係る支援
- ・緊急時対応にかかる体制の整備
- ・近隣市町間や市町と郡市医師会等関係機関との連携の推進

課題解決に向けて

- ①ノウハウ不足
⇒ 県内市町の先進的な取組の共有
・同規模の市町や近隣市町との取組状況の共有
- ②医療資源等の不足
⇒ 近隣市町や関係機関との連携による資源活用
- ③連携不足
⇒ 顔の見える関係から、さらに進んだ関係の構築



新たな取組

- これまで実施してきた、人材育成、普及啓発等の事業や在宅医療・介護連携推進事業による体制整備の推進に加えて、新たに次の事業に取り組みます。
- 《在宅医療介護連携コーディネーターの確保育成》
- ・コーディネーターを育成し、各地域における在宅医療・介護連携を推進する。
- 《地域連携体制の推進》
- ・近隣市町や関係機関による情報共有・協議の場を設けノウハウ共有や連携構築を推進する。
- 《地域の特性や実情に応じた在宅医療提供体制のあり方に関する調査検討》
- ・郡部等の医療資源の少ない地域における基幹病院を中心とした在宅医療提供体制の構築など、地域の特性や実情に応じた在宅医療提供体制のあり方について、調査検討を行う。
- 《在宅医療提供体制の整備に関する市町ガイドラインの作成》
- ・在宅医療提供体制整備にかかるノウハウ不足を補うために、ガイドラインを作成する。
- ※これら事業の実施と並行してフレームワークに見直し・改善にも取り組みます。